

別表

低炭素建築物新築等計画に係る技術的審査手数料

- 1 住戸のみの審査に係る手数料
 - ①[建築物の全部又は一部が住宅である場合の住宅部分(共同住宅の共用部分を除く。)の審査]
審査対象住戸数に応じた第1表の戸数区分の欄に対応する額。
- 2 建築物全体の審査に係る手数料
 - ①[建築物の全部又は一部が住宅である場合の共同住宅の共用部分の審査]
総戸数に応じた第1表の戸数区分の欄に対応する額に、共同住宅の共用部の床面積に応じた第2表の面積区分の欄に対応する額を加算した額。
ただし、建築物の一部が非住宅である場合にあっては、当該非住宅部分の床面積に応じた第3表の面積区分の欄に対応する額を加算する。
 - ②[建築物の全部又は一部が非住宅である場合の非住宅部分の審査]
非住宅部分の床面積に応じた第3表の面積区分の欄に対応する額。
- 3 住戸及び建築物全体の審査に係る手数料
 - 2 の建築物全体の審査に係る手数料による。

第1表 住戸

戸数区分	適用	新規	変更
1戸	建築物1棟につき	34,000	17,000
2戸～5戸		67,000	33,500
6戸～10戸		91,000	45,500
11戸～25戸		122,000	61,000
26戸～50戸		168,000	84,000
51戸～100戸		223,000	111,500
101戸～200戸		281,000	140,500
201戸～300戸		376,000	188,000
301戸～400戸		460,000	230,000
401戸～		※	※

第2表 共同住宅の共用部

面積区分	適用	新規	変更
～300㎡	建築物1棟につき	111,000	55,500
300㎡超～2,000㎡		170,000	85,000
2,000㎡超～5,000㎡		222,000	111,000
5,000㎡超～10,000㎡		259,000	129,500
10,000㎡超～25,000㎡		300,000	150,000
25,000㎡超～50,000㎡		333,000	166,500
50,000㎡超		※	※

第3表 非住宅

面積区分	適用	新規	変更
～300㎡	建築物1棟につき	242,000	121,000
300㎡超～2,000㎡		379,000	189,500
2,000㎡超～5,000㎡		494,000	247,000
5,000㎡超～10,000㎡		577,000	288,500
10,000㎡超～25,000㎡		667,000	333,500
25,000㎡超～50,000㎡		744,000	372,000
50,000㎡超		※	※

- 備考
- ・ 手数料の額の単位は円とし、別途消費税及び地方消費税を加算する。
 - ・ 変更計画に係る依頼については、上記各表中「変更」の欄を適用する。
ただし、当初計画に係る審査が当センター以外で実施されたものについては、上表各表中「新規」の欄を適用する。
 - ・ 表に定めのないものについては、別途協議の上決定する。
 - ・ 所管行政庁からの依頼による場合は、別途契約による。